

上野原市高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
4 策定体制.....	4
5 計画の推進体制.....	5
第2章 本市の概況	6
1 年齢3区分別人口の推移と推計.....	6
2 要支援・要介護認定者の推移.....	7
第3章 基本理念、基本目標および施策の体系	8
1 基本理念.....	8
2 施策の体系.....	9
第4章 施策の展開	10
基本目標1 介護予防と社会参加の充実.....	10
基本目標2 地域包括ケアシステムの推進.....	13
基本目標3 質の高い介護サービスの提供.....	15
基本目標4 認知症施策の推進.....	17
基本目標5 安全・安心な暮らしができるまちづくり.....	19
事業一覧.....	22
第5章 介護保険サービス見込量と確保のための方策	24
1 居宅・介護予防サービス.....	24
2 地域密着型サービス.....	32
3 施設サービス.....	37
4 介護予防・日常生活支援総合事業.....	39
5 保険料の算出.....	41
6 円滑な制度運営に向けた取組の推進.....	49
参考資料	50
1 第8期介護保険事業計画の基本指針.....	50
2 高齢者を取り巻く現状.....	52
3 アンケート調査結果.....	54

1 計画策定の趣旨

わが国では、総務省統計局の人口推計によると、2020年（令和2年）8月時点の65歳以上の人口は3,622万人となっており、総人口1億2,557万人の28.8%と過去最高になっています。高齢者数は2042年（令和24年）頃まで増加し、その後も、75歳以上の人口割合については増加し続けることが予想されています。

また、平均寿命とともに、介護が必要な期間が延びており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことが求められています。

高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐるさまざまな問題が浮かび上がっています。一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加やその孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担や介護離職の増加、高齢者虐待などの問題への対応が課題となっています。

こうした中、国においては、高齢社会対策の推進に当たり基本的考え方を明確にし、分野別の基本的施策の展開を図るべく、2018年（平成30年）2月16日に「高齢社会対策大綱」を閣議決定しました。

この大綱は、「高齢者を支える」とともに、意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整え、また、高齢者のみならず若年層も含め、全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境を作ることを目的としています。

この大綱に基づき、国は、2025年（令和7年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の一層の推進を図ることとしています。

また、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る社会「地域共生社会」の実現が求められています。

このような状況を背景に、国の社会保障審議会介護保険部会において、介護保険制度の見直しに関する意見として、一般介護予防事業等による介護予防の取組を推進していくことや、地域のつながり機能を強化していくこと、高齢者の身近な場における認知症予防に資する可能性のある活動を推進すること、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い介護現場全体の人手不足対策を進めること等が提言されています。

上野原市（以下、「本市」という。）では、高齢者福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「上野原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しています。2020年度（令和2年度）には、上野原市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の計画期間（平成30年度～令和2年度）が終了することから、国や山梨県の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が75歳になる2025年（令和7年）を見据え、新たに上野原市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定し、本格的な超高齢社会に対応できる「地域包括ケアシステム」を構築、深化、推進していきます。

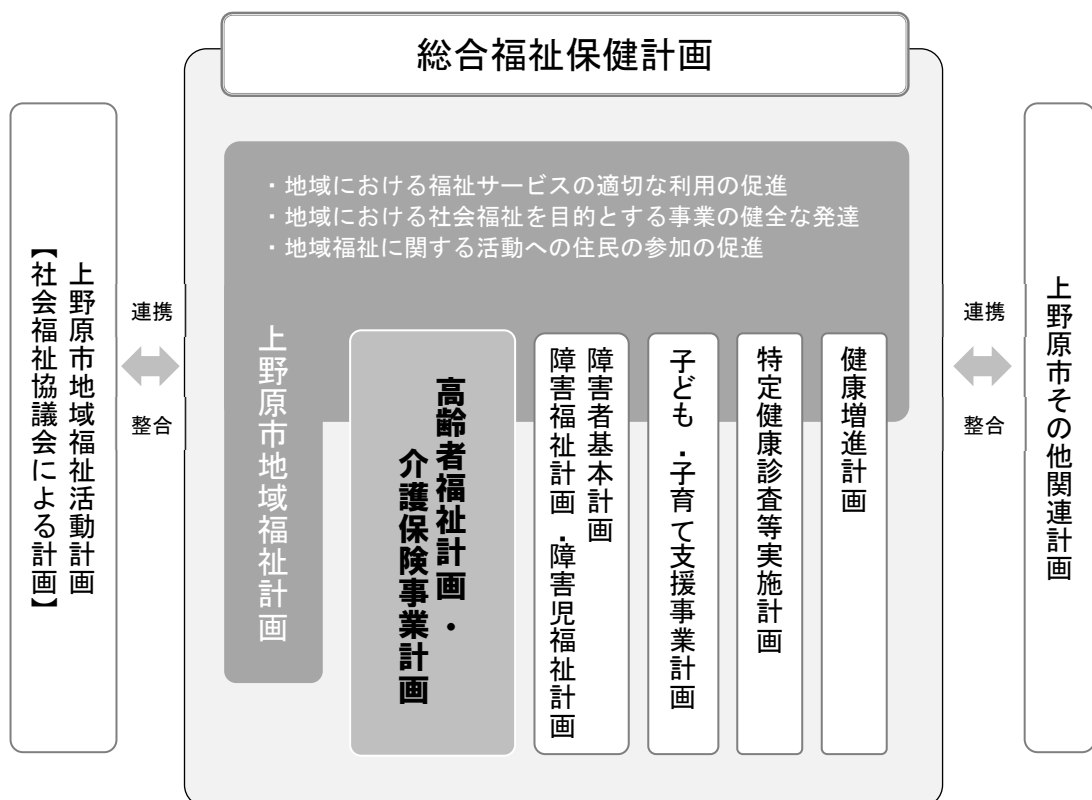
2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、「高齢者福祉計画」（法律上は「老人福祉計画」）と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定することで、高齢者福祉サービス及び介護保険事業を総合的に展開することをめざしています。

本計画は、高齢者に関わる様々な計画との整合性を持ったものとしします。

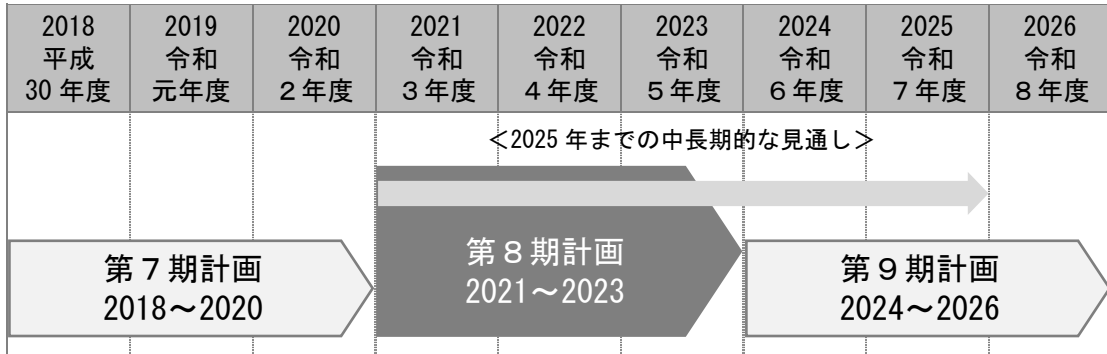
とりわけ、「第2次上野原市地域福祉計画」は、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者等の対象者ごとの福祉施策や、その他の生活関連分野の施策と連携をとりながら、市民の地域生活を支援することで、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりをめざす計画です。

「地域共生社会」の実現に向けて、「第2次上野原市地域福祉計画」の理念をベースとして、「上野原市第3次障害者基本計画・上野原市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」とも連携を図り、高齢者の地域生活を支援します。



3 計画の期間

本計画の期間は、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの3年間とします。



4 策定体制

本計画の策定にあたっては、高齢者とその家族等のニーズを的確に把握し、計画策定の基礎資料とするため、2019年度（令和元年度）に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施しました。

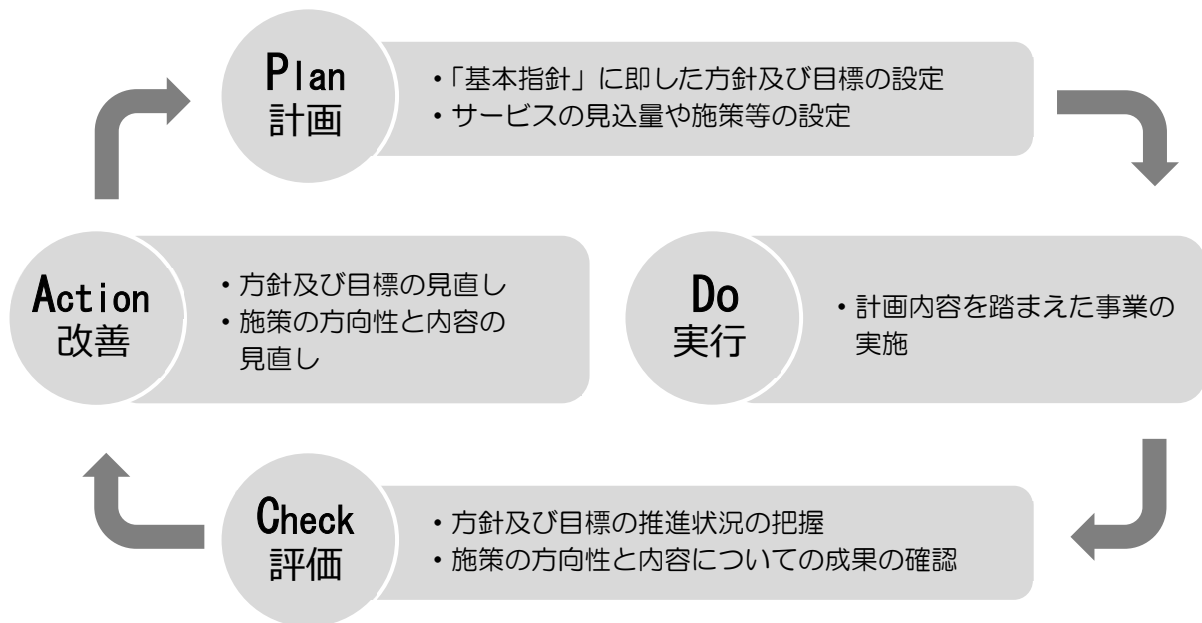
また、国の指針に基づき、「上野原市総合福祉保健計画等策定委員会・高齢者福祉介護部会」の委員の意見などを踏まえながら検討を行うとともに、本計画の素案についてパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を求めました。

この計画案の策定にあたっては、関連する他の計画との整合を図りつつ、山梨県等の関連する機関とも連携を図りました。

5 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）及び改善（Action）の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する「PDCAサイクル」により、進捗状況を評価し、その結果に基づき、必要な見直しを検討します。

具体的には、計画の重点事項に係る施策・事業について、毎年度、それぞれの取組状況に応じてアウトプット評価を実施するとともに、施策・事業を推進した結果については、計画期間終了時に、高齢者や地域等に対し、どのような効果・成果があったかという観点から指標に基づいて評価し、アウトカム評価を行います。



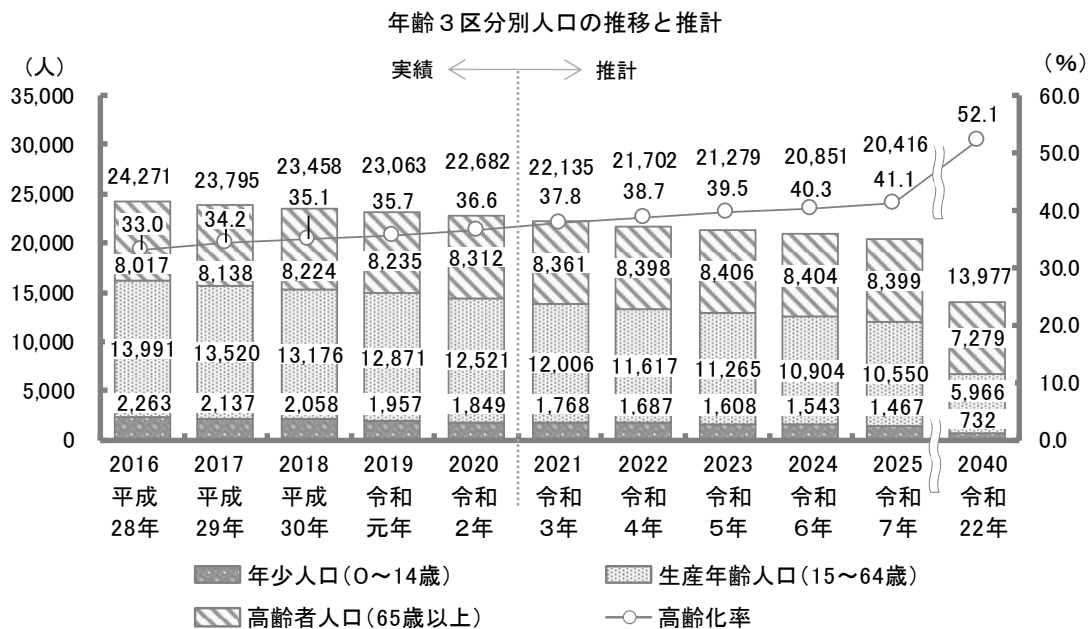
第2章

本市の概況

1 年齢3区分別人口の推移と推計

本市の総人口は、年々減少しており、2020年（令和2年）には22,682人となっています。一方で高齢者人口は微増を続け、高齢化率も緩やかに増加しており、2020年（令和2年）は36.6%となっています。

将来推計をみると、総人口は減少し、高齢者人口は2023年（令和5年）をピークに減少していく一方、高齢化率は増加していきます。



資料：実績は住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計は住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

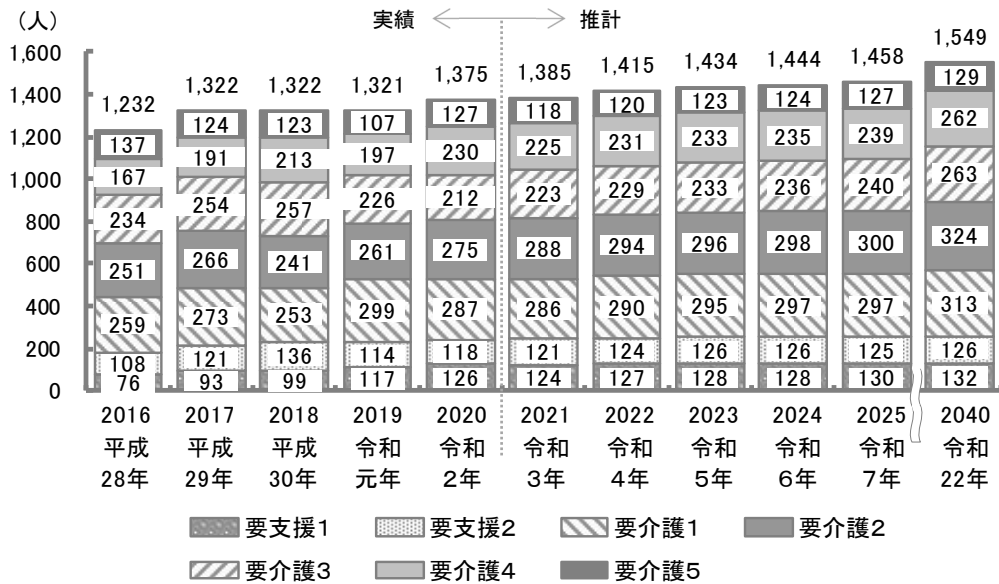
	第6期計画期間		第7期計画期間			第8期計画期間			第9期計画期間		
	2016 平成 28年	2017 平成 29年	2018 平成 30年	2019 令和 元年	2020 令和 2年	2021 令和 3年	2022 令和 4年	2023 令和 5年	2024 令和 6年	2025 令和 7年	2040 令和 22年
総人口	24,271	23,795	23,458	23,063	22,682	22,135	21,702	21,279	20,851	20,416	13,977
高齢者人口	8,017	8,138	8,224	8,235	8,312	8,361	8,398	8,406	8,404	8,399	7,279
生産年齢人口	13,991	13,520	13,176	12,871	12,521	12,006	11,617	11,265	10,904	10,550	5,966
年少人口	2,263	2,137	2,058	1,957	1,849	1,768	1,687	1,608	1,543	1,467	732

2 要支援・要介護認定者の推移

本市の第1号被保険者における要支援・要介護認定者数は増加傾向となっており、2020年（令和2年）には1,375人となっています。介護度別でみると、2016年（平成28年）に比べ、2020年（令和2年）で要支援1の伸び率が65.8%と最も大きく、次いで、要介護4が37.7%と大きくなっています。

将来推計をみると、要支援・要介護認定者数は年々増加することが見込まれます。

要支援・要介護認定者の推移と推計（第1号被保険者）



資料：介護保険事業報告月報（各年9月末日現在）、推計は介護保険事業報告月報に基づく出現率を人口推計に乗じて算出

	第6期計画期間		第7期計画期間			第8期計画期間			第9期計画期間		2040 令和 22年
	2016 平成 28年	2017 平成 29年	2018 平成 30年	2019 令和 元年	2020 令和 2年	2021 令和 3年	2022 令和 4年	2023 令和 5年	2024 令和 6年	2025 令和 7年	
要支援・要介護認定者数	1,232	1,322	1,322	1,321	1,375	1,385	1,415	1,434	1,444	1,458	1,549
要支援認定者数	184	214	235	231	244	245	251	254	254	255	258
要支援1	76	93	99	117	126	124	127	128	128	130	132
要支援2	108	121	136	114	118	121	124	126	126	125	126
要介護認定者数	1,048	1,108	1,087	1,090	1,131	1,140	1,164	1,180	1,190	1,203	1,291
要介護1	259	273	253	299	287	286	290	295	297	297	313
要介護2	251	266	241	261	275	288	294	296	298	300	324
要介護3	234	254	257	226	212	223	229	233	236	240	263
要介護4	167	191	213	197	230	225	231	233	235	239	262
要介護5	137	124	123	107	127	118	120	123	124	127	129

1 基本理念

これまで本市では、「地域包括ケアシステム」によって高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図るとともに、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向け、各施策を進めてきました。

2025年（令和7年）には団塊の世代が75歳以上になり、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要介護認定者、認知症高齢者が増加することが予測されます。

こうした中、すべての高齢者が生きがいに満ち住み慣れた地域で暮らし続けるためには、「健康寿命」の延伸とともに、いつでもどこでも必要に応じて適切なサービスを受けられることが大切です。しかしながら、近年の社会情勢から、高齢者を公的な制度や福祉サービスだけで支えることは難しい状況となっており、高齢者を取り巻く生活課題に対し、きめ細かく対応するために、地域共生社会を実現していくことが一層求められます。

これらの状況を踏まえ、本計画の基本理念を「みんなでつくろう 健康と長寿のまち うえのはら」とし、地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現に向けた施策および事業を積極的に展開していきます。

基本理念

みんなでつくろう
健康と長寿のまち
うえのはら

2 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向]

みんなでつくろう
健康と長寿のまち
うえのはら

1 介護予防と社会参加の充実

高齢者が可能な限り健康に生活を続けられるよう、介護予防活動と役割や生きがいに繋がる社会参加の充実を目指します。

(1) 高齢者の社会参加・役割に対する支援

(2) 介護予防・健康づくり施策の推進

2 地域包括ケアシステムの推進

地域の多様な社会資源を活用し、高齢者を包括的に支援するため、医療や介護などの専門職による連携に加え、地域での支え合い活動の体制整備を目指します。

(1) 医療・介護連携の推進

(2) 地域づくりの推進

3 質の高い介護サービスの提供

地域で生活していくために欠かせない介護・福祉サービスを維持していくため、介護・福祉人材の育成・確保とともに、効果的な介護・福祉サービスの提供により介護の重度化の予防を目指します。

(1) 介護・福祉サービス提供体制の充実

(2) 専門的な人材の確保・育成

4 認知症施策の推進

認知症の人が尊厳と希望を持って地域で生活できるよう、認知症の人や介護者に対する支援や地域での知識・理解を深めることを目指します。

(1) 認知症施策の推進

(2) 家族介護者に対する支援

5 安全・安心な暮らしができるまちづくり

災害や虐待など様々な面で弱者になりやすい高齢者が安全に安心して暮らせるよう、地域包括支援センターの機能充実と災害・感染症対策の充実を目指します。

(1) 虐待防止・権利擁護・成年後見制度の推進

(2) 防災・災害時対策の推進

第4章

施策の展開

基本理念に基づき、5つの基本目標と10の施策の方向を定めます。基本目標には、2025年（令和7年）を見据えた目指すべき目標を、10の施策にはそれぞれ重点的に取り組む事業と第8期3年間の目標値を設定します。

基本目標1 介護予防と社会参加の充実

【目指すもの】

新規要介護認定者の平均認定年齢を83.3歳より上げる *1

社会参加を何もしていない人の割合を19.2%より下げる *2

*1 令和元年度の新規要介護認定者の数値

*2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問33(1)～(8)のすべてに参加していない人の割合

〔施策の方向〕1 高齢者の社会参加・役割に対する支援

現状と課題・方針

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して自分らしい生活を送るためには、社会参加の中で人と関わり、役割・生きがいを持つことが重要です。山梨県の介護保険事業支援計画策定調査事業報告書においても、要介護認定の有無と主観的健康感、役割や生きがいの有無との間には、関連があるとされています。

また、市が実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、地域での活動について、ボランティアや趣味活動の場等に何も参加していない人が約2割います。一方、健康づくり活動や趣味等のグループ活動に参加してみたい人が約6割、その活動に企画・運営側として参加してみたい人が3割以上いることから、高齢者が社会参加できる場の創出や環境整備を図っていきます。

【 重点的に取り組む事業 】

事業名	事業概要	目標値
通いの場の拡充と運営	高齢者等が身近に通うことのできる「通いの場」等の設置・拡充を図ります。具体的には、市役所出張所や社会福祉法人等の場を活用し、歩いて通え、安心・安全に過ごせる身近な場を増やします。また、運営には高齢者が役割を担うことを目指します。	4か所拡充

【 既に実施している事業 】

- ・生涯学習の推進・各種趣味の講座の開催
- ・老人福祉センターの活用
- ・老人クラブへの支援
- ・ボランティアポイント事業

〔施策の方向〕 2 介護予防・健康づくり施策の推進

現状と課題・方針

全国的に要介護認定率が高い後期高齢者が増加しており、団塊の世代がすべて75歳以上になる2025年（令和7年）に向けて、介護予防事業を強化していくことが求められています。特に、加齢とともに心身の活力が低下するフレイル状態の高齢者を支援することが重要となります。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、介護予防のための通いの場に参加していない人が8割を超えることから、行政、専門的な人材、住民主体による活動など、多様な主体による活動の場を提供していきます。また、保健事業と介護事業とを一体的に実施する体制の整備を図っていきます。

【 重点的に取り組む事業 】

事業名	事業概要	目標値
地域介護予防活動支援事業	運動機能の維持・向上や社会参加促進等のため、「元氣いきいき事業」や「いきいき百歳体操」等を実施するとともに、介護予防や重度化防止を目的としてリハビリテーション専門職を派遣し、技術的助言・支援を行う「地域リハビリテーション活動支援事業」や歯科衛生士等を通いの場へ派遣し助言・指導を行う「お口の健康支援事業」を実施します。	介護予防活動をする人400人 (65～74歳人口の約7.5%)
保健事業と介護予防の一体的事業	高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険事業と一体的に実施します。また、そのための庁内連携や実施体制を整えます。	基本方針の策定と専門職の配置

【 既に実施している事業 】

- 介護予防ケアマネジメント
- 介護予防普及啓発事業
- 介護予防手帳の活用
- ボランティアポイント事業

基本目標 2 地域包括ケアシステムの推進

【目指すもの】

医療・介護関係者の連携ができている人の割合を67.7%より上げる*
2層協議体（地域づくり団体）を全9地区に立ち上げる

*医療・介護関係者へのアンケート調査結果の「十分できている」及び「概ねできている」の割合

【施策の方向】 1 医療・介護連携の推進

現状と課題・方針

地域では、介護サービスだけではなく、医療サービスを必要とする高齢者もおり、医療と介護の連携強化を通じて、医療・介護サービスが切れ目なく一体的に提供されることが重要です。

本市では、医療と介護の連携を支援するためのツールとしてMCSを活用し、顔の見える関係づくりに繋がるなど、すでに一定の成果をあげています。今後は、個別課題の解消に向けて、さらなる連携推進に取り組んでいきます。

【重点的に取り組む事業】

事業名	事業概要	目標値
医療・介護連携の研修	医療や介護関係者間における共通理解や連携の促進、課題解決を図るため、2職種又は多職種による研修を実施します。	年2回以上の開催

【既に実施している事業】

- ・MCSの活用
- ・地域医療介護連携事業
- ・地域ケア会議
- ・多職種のつどい
- ・医療・介護資源の把握

〔施策の方向〕 2 地域づくりの推進

現状と課題・方針

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して自分らしい生活を送るためには、医療・介護などの専門職の連携に加え、地域の様々な資源を活用し、地域丸ごとの繋がりを強化していくことが必要です。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、近隣との付き合いや関係について、年代が若くなるほど薄くなる傾向があり、このままでは今後地域活動が衰退することが予想されます。

このため、地域住民が地域の課題を自分のこととして捉え、参画し、地域みんなので支え合う活動を支援する生活支援体制整備事業のさらなる推進に取り組んでいきます。

【 重点的に取り組む事業 】

事業名	事業概要	目標値
生活支援体制整備事業	住み慣れた地域で暮らし続けられるような、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行います。	全地区に2層協議体を設置

基本目標3 質の高い介護サービスの提供

【目指すもの】

調整済みの重度認定率を5.6%より下げる*

*地域包括ケア「見える化」システムの「調整済み重度認定率」令和2年3月末数値

【施策の方向】 1 介護・福祉サービス提供体制の充実

現状と課題・方針

団塊の世代のすべてが高齢者となる2025年（令和7年）には、介護サービスの利用者数や利用量はますます増加していくものと見込まれ、適切な介護サービスの利用を進めていくことが重要となります。

そのような中、在宅介護実態調査において、最近1か月間における住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の介護保険サービスの利用について尋ねたところ、約3割の人が「利用していない」と回答しており、その理由として「本人にサービス利用の希望がない」の割合が最も高く、次いで「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」となっており、両者ともに前回調査より増加しています。そのため、効果的・効率的な介護給付を推進するためには、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとす過不足のないサービスを、提供することが必要です。

初回相談、介護認定、各種支援等について、速やかな対応を図り、サービスが利用しやすい環境づくりに取り組むとともに、量と質の確保の両側面から、総合的にサービスを提供する体制の充実を図ります。

【重点的に取り組む事業】

事業名	事業概要	目標値
介護給付費適正化事業	適正な保険給付の確保のために、国保連合会から提供される介護給付費適正化データを活用し、サービス利用者に介護保険サービスの利用明細を通知するとともに、定期的な給付管理を行います。	不適正な給付をなくす
地域密着型サービスの充実	地域密着型サービスの実施事業者の確保に努め、高齢者が安心して介護サービスを受けられるよう柔軟なサービスを展開します。	介護老人福祉施設、認知症対応型通所介護の整備

【 既に実施している事業 】

- ・介護保険運営協議会
- ・介護サービス事業所連絡会
- ・総合事業対象者把握
- ・移送サービス事業
- ・食の自立支援事業
- ・ふれあいキット配布

〔施策の方向〕 2 専門的な人材の確保・育成

現状と課題・方針

後期高齢者の増加に併せて、今後ますます介護・福祉ニーズが増大することが予想されます。一方、介護・福祉事業に従事する人材の高齢化や人材不足は常態化しており、必要なサービス提供を維持していくためには、介護・福祉人材の育成・確保の取組をさらに強化していく必要があります。

このため、介護未経験者の介護分野への参入のきっかけをつくるとともに、介護職員等のスキルの向上や働きやすい環境整備について支援していきます。

【 重点的に取り組む事業 】

事業名	事業概要	目標値
介護職員人材確保事業	介護事業に従事する職員の高齢化や人員が不足する中、人材の確保に向けて、介護職員初任者研修支援事業や地域介護人材バンク制度を実施します。	支援による新規従事職員15名増
ケアマネジャーの育成	県の研修等によるケアマネジャーのスキルアップを図るとともに、ささえあい会議、ケアプラン点検、ケアマネ定例会を通して、ケアマネジャーの育成を進めます。また、ケアマネジャーの抱える支援困難ケースへの支援も行います。	事例検討会を年2回以上実施

【 既に実施している事業 】

- ・介護相談員の育成
- ・訪問調査員の研修

基本目標 4 認知症施策の推進

【目指すもの】

認知症について市民の理解を深めるため、認知症サポーター養成講座の受講人数を3,200人以上とする

【施策の方向】 1 認知症施策の推進

現状と課題・方針

全国的にも認知症高齢者は増加しており、認知症の人への様々な支援が求められています。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、認知症の人への支援で必要なこととして、「早期発見・早期診療の仕組みづくり」の割合が高くなっています。

認知症高齢者の尊厳が守られ、安心して地域で生活していくためには、認知症に対する知識や理解を深め、早期に適切な診療・支援をすることが大切です。

このため、認知症サポーター等の養成や認知症初期集中支援チームの取組を進めていきます。

【 重点的に取り組む事業 】

事業名	事業概要	目標値
認知症サポーターの育成	地域に認知症の正しい知識を普及したり、関係する多職種と連携して、認知症の人と家族を支援する認知症専門のボランティアの育成に取り組みます。 今後は小・中・高校などの教育の場や職域などへの養成講座を実施します。	サポーターの養成500人
認知症サポーターステップアップ事業	認知症サポーターのステップアップ教室を実施し、地域での見守り、声掛け、通いの場のボランティアスタッフとして活躍できるような場を創出します。	オレンジサポーター登録50人

【 既に実施している事業 】

- ・ 認知症初期集中支援推進事業
- ・ 認知症高齢者見守り「ひとり歩きSOSネットワーク事業」

〔施策の方向〕 2 家族介護者に対する支援

現状と課題・方針

認知症高齢者の増加に伴い、在宅における認知症高齢者介護が問題になっています。介護を必要とする高齢者の主な介護者の多くが家族や親族であり、介護者が抱えている問題は、体力・精神面での疲れや、自身の健康、仕事との両立に対する不安など、多岐にわたるものと考えられます。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、認知症について不安に感じることに
ついて、前回調査と比較すると、「認知症による介護者の負担などに対する不安」が高くなっており、本市でも在宅での認知症の介護に対する不安が高まってきていることがうかがえます。

こうした状況を踏まえ、本人や家族が気軽に相談・交流できる場の創出や、介護経験者等の交流事業をとおして、介護者の精神的な負担の軽減に取り組みます。

【 重点的に取り組む事業 】

事業名	事業概要	目標値
介護者交流事業	市社会福祉協議会等と協力して、「介護者交流事業」を充実していきます。	年1回以上開催
認知症カフェ	認知症サポーターの活動の場として、また、本人や家族が身近な場所で安心して過ごせる場、交流する場を創出します。	4か所実施

基本目標5 安全・安心な暮らしができるまちづくり

【目指すもの】

地域包括支援センターの認知度を41.9%より上げる*

*在宅介護実態調査 問39の「よく知っている」及び「少し知っている」の数値

【施策の方向】 1 虐待防止・権利擁護・成年後見制度の推進

現状と課題・方針

養護者による虐待や判断能力の低下による消費者被害など、高齢者は権利侵害の対象になりやすい状況にあります。住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持していくためには、高齢者の権利を適切に擁護していくことが必要です。

高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターの役割は重要となっていますが、在宅介護実態調査によると、センターの認知度は4割程度でまだ十分ではありません。

このため、地域包括支援センターの機能充実を図るとともに、成年後見制度の利用を促進します。

【重点的に取り組む事業】

事業名	事業概要	目標値
成年後見制度の利用支援	地域包括支援センターにおいて成年後見制度の相談窓口の設置と利用の助成を行うとともに、市民後見人の養成や育成を進めます。また、市社会福祉協議会が行っている権利擁護事業とも連携し、その活用促進を図ります。	市民後見人として活動している人 3人
地域包括支援センターの機能充実	広報誌への掲載や民生委員の会議、認知症サポーター養成講習会等でPRし、センターの認知度を高めていくとともに、相談しやすい体制づくりに取り組みます。	年50か所以上のPR

【既に実施している事業】

- ・なんでも相談窓口
- ・高齢者虐待緊急一時保護支援事業
- ・総合相談支援事業

〔施策の方向〕 2 防災・災害時対策の推進

現状と課題・方針

近年頻発している豪雨災害や、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、自然災害等とその対策への関心が高まっています。

大規模災害の発生に備え、避難に支援が必要な高齢者の支援体制を整備し、災害時には迅速な対応ができるような仕組みづくりが必要です。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査をみると、家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手がいるかについて、「そのような人はいない」の割合が39.7%となっており、前回調査の29.4%と比べて大きく増加しています。

こうした事情も踏まえると、地域での見守り体制を強化するとともに、地震などの災害時や緊急時に対応する防災・防犯対策の推進が求められます。

また、高齢者における感染症への対策についても、感染症の正しい知識を普及し、支援が必要な高齢者が緊急時にも継続して支援を受けられるよう検討が必要になっています。

緊急・災害時に迅速に対応するため、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等、災害時に避難支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成するとともに、一人暮らし高齢者等に対する民生委員・児童委員による実態把握や、緊急通報装置の設置などにより、災害発生時の要配慮者支援が迅速に行えるよう、体制の充実を図ります。

感染症対策においては、新型コロナウイルス等の感染拡大防止策の周知啓発や感染症に対する情報提供を行うとともに、事業所への感染症対策マニュアルの徹底を図り、平時からの事前準備に努めます。また、関係各課と連携し、感染症発生時においても事業所がサービスを継続することができるよう支援を行います。

また、緊急・災害時等に迅速な情報収集と伝達ができるようにICT等の活用を進めます。

【 重点的な取組 】

事業名	事業概要
要援護者支援体制及び地域防災体制等の確立	<p>「上野原市地域防災計画」に基づき、災害時に自力で避難できない災害時要援護者の把握に努め、自治会等の協力のもとに避難所への避難誘導の支援を図ります。また、災害時要援護者支援マニュアル、要援護者台帳システムの登録者の拡大を図り、災害時要援護者の支援体制を整備します。</p> <p>現在、福祉避難所が5か所あるため、今後も確保と充実に努めます。</p>
災害や感染症に対する備えの充実	<p>突発的な自然災害や感染症等に備えるため、施設サービスや地域密着型サービス等の事業者に対し災害対策マニュアル、感染症対策マニュアルの策定を義務付けし、指導や支援を行います。</p>

事業一覧

基本理念	基本目標	目指すもの (2025年度(令和7年度))	施策の方向	重点的に取り組む 事業
みんなでつくる健康と長寿のまちつえのほら	1 介護予防と社会参加の充実	新規要介護認定者の平均年齢を83.3歳より上げる	1 高齢者の社会参加・役割に対する支援	通いの場の拡充と運営
		社会参加を何もしていない人の割合を19.2%より下げる	2 介護予防・健康づくり施策の推進	地域介護予防活動支援事業 保健事業と介護予防の一体的事業
	2 地域包括ケアシステムの推進	医療・介護関係者の連携ができていない人の割合を67.7%より上げる 2層協議体(地域づくり団体)を全9地区に立ち上げる	1 医療・介護連携の推進	医療・介護連携の研修
			2 地域づくりの推進	生活支援体制整備事業
	3 質の高い介護サービスの提供	調整済み重度認定率を5.6%より下げる	1 介護・福祉サービス提供体制の充実	介護給付費適正化事業 地域密着型サービスの充実
			2 専門的な人材の確保・育成	介護職員人材確保事業 ケアマネジャーの育成
	4 認知症施策の推進	認知症について市民の理解を深めるため、認知症サポーター養成講座の受講人数を3,200人以上とする	1 認知症施策の推進	認知症サポーターの育成 認知症サポーターステップアップ事業
			2 家族介護者に対する支援	介護者交流事業 認知症カフェ
	5 安全・安心な暮らしができるまちづくり	地域包括支援センターの認知度を41.9%より上げる	1 虐待防止・権利擁護・成年後見制度の推進	成年後見制度の利用支援 地域包括支援センターの機能充実
			2 防災・災害時対策の推進	要介護者支援体制及び地域防災体制等の確立 災害や感染症に対する備えの充実

事業概要	目標値 (2023年度(令和5年度))
高齢者等が身近に通うことのできる「通いの場」等の設置・拡充を図ります。具体的には、市役所出張所や社会福祉法人等の場を活用し、歩いて通え、安心・安全に過ごせる身近な場を増やします。また、運営には高齢者が役割を担うことを目指します。	4か所拡充
運動機能の維持・向上や社会参加促進等のため、「元いきいき事業」や「いきいき百歳体操」等を実施するとともに、リハビリテーション専門職を派遣し、技術的助言・支援を行う「地域リハビリテーション活動支援事業」や歯科衛生士等を通いの場へ派遣し助言・指導を行う「お口の健康支援事業」を実施します。	介護予防活動をする人 400人(65～74歳人口の約7.5%)
高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険事業と一体的に実施します。また、そのための庁内連携や実施体制を整えます。	基本方針の策定と専門職の配置
医療や介護関係者間における共通理解や連携の促進、課題解決を図るため、2職種又は多職種による研修を実施します。	年2回以上の開催
住み慣れた地域で暮らし続けられるような、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行います。	全地区に2層協議体を設置
適正な保険給付の確保のために、国保連合会から提供される介護給付費適正化データを活用し、サービス利用者に介護保険サービスの利用明細を通知するとともに、定期的な給付管理を行います。	不適正な給付をなくす
地域密着型サービスの実施事業者の確保に努め、高齢者が安心して介護サービスを受けられるよう柔軟なサービスを展開します。	介護老人福祉施設、認知症対応型通所介護の整備
介護事業に従事する職員の高齢化や人員が不足する中、人材の確保に向けて、介護職員初任者研修支援事業や地域介護人材バンク制度を実施します。	支援による新規従事職員 15名増
県の研修等によるケアマネジャーのスキルアップを図るとともに、ささえあい会議、ケアプラン点検、ケアマネ定例会をとらして、ケアマネジャーの育成を進めます。また、ケアマネジャーの抱える支援困難ケースへの支援も行います。	事例検討会を年2回以上実施
地域に認知症の正しい知識を普及したり、関係する多職種と連携して、認知症の人と家族を支援する認知症専門のボランティアの育成に取り組みます。今後は小・中・高校などの教育の場や職域などへの養成講座を実施します。	サポーターの養成500人
認知症サポーターのステップアップ教室を実施し、地域での見守り、声掛け、通いの場のボランティアスタッフとして活躍できるような場を創出します。	オレンジサポーター登録 50人
市社会福祉協議会等と協力して、「介護者交流事業」を充実していきます。	年1回以上開催
認知症サポーターの活動の場として、また、本人や家族が身近な場所で安心して過ごせる場、交流する場を創出します。	4か所実施
地域包括支援センターにおいて成年後見制度の相談窓口の設置と利用の助成を行うとともに、市民後見人の養成や育成を進めます。また、市社会福祉協議会が行っている権利擁護事業とも連携し、その活用促進を図ります。	市民後見人として活動している人 3人
広報誌への掲載や民生委員の会議、認知症サポーター養成講習会等でPRし、センターの認知度を高めていくとともに、相談しやすい体制づくりに取り組みます。	年50か所以上のPR
災害時に自力で避難できない災害時要援護者の把握に努め、自治会等の協力のもとに避難所への避難誘導の支援を図ります。また、災害時要援護者支援マニュアル、要援護者台帳システムの登録者の拡大を図り、災害時要援護者の支援体制を整備します。現在、福祉避難所が5か所あるため、今後も確保と充実に努めます。	—
突発的な自然災害や感染症等に備えるため、施設サービスや地域密着型サービス等の事業者に対し災害対策マニュアル、感染症対策マニュアルの作成や見直し等を促し支援します。	—

第 5 章

介護保険サービス見込量と確保のための方策

1 居宅・介護予防サービス

在宅での介護を中心としたサービスが居宅サービスです。居宅サービスには、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売があります。

また、これらとは別に住宅改修費の支給制度もあります。居宅サービスは、居宅療養管理指導などの一部のサービスを除き、要介護度ごとに1か月当たりの利用限度額が決められています。サービス利用者は、介護支援専門員（ケアマネジャー）等と相談しながら、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、居宅サービス計画に従ってサービスを利用し、費用の原則1割～3割をサービス事業者に支払います。

(1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護福祉士又はホームヘルパーが家庭を訪問して、要介護者に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援を行います。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
訪問介護	回/月	2,989	2,591	2,199	2,300	2,612	2,939	3,272	3,465
	人/月	154	146	146	129	150	171	182	193

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

要介護者（要支援者）の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、看護師や介護職員が移動入浴車等で各家庭を訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行います。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
訪問入浴介護	回/月	102	89	86	102	110	112	134	137
	人/月	24	22	20	26	28	29	34	35
介護予防 訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

病状が安定期にある要介護者（要支援者）について、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

サービスの提供に当たっては主治医との密接な連携に基づき、利用者の療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
訪問看護	回/月	452	531	522	584	607	619	712	751
	人/月	54	56	60	60	64	65	73	77
介護予防 訪問看護	回/月	1	1	1	3	3	3	3	3
	人/月	0	1	1	2	2	2	2	2

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士が家庭を訪問して、要介護者（要支援者）の心身機能の維持回復を図るとともに、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
訪問リハビリ テーション	回/月	11	14	10	14	16	18	18	18
	人/月	3	4	4	3	4	5	5	5
介護予防訪問 リハビリテー ション	回/月	3	0	0	1	1	1	1	1
	人/月	1	0	0	1	1	1	1	1

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な要介護者（要支援者）について、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが家庭を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握して療養上の管理や指導を行います。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
居宅療養管理 指導	人/月	61	66	68	77	81	84	94	98
介護予防居宅 療養管理指導	人/月	1	0	0	1	1	1	1	1

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(6) 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等への通所により、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を行います。利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減も図ります。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
通所介護	回/月	3,106	3,381	3,431	3,758	4,152	4,266	5,438	5,818
	人/月	317	332	344	346	387	400	505	540

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(7) 通所リハビリテーション（デイケア）・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設などへの通所により、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
通所リハビリ テーション	回/月	558	549	500	456	462	491	540	565
	人/月	90	86	82	73	74	78	85	89
介護予防通所 リハビリテー ション	人/月	12	11	8	11	11	13	13	13

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(8) 短期入所生活介護（ショートステイ）・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援を行います。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
短期入所 生活介護	日/月	672	612	708	770	825	820	1,015	1,092
	人/月	72	64	73	73	79	79	96	103
介護予防短期 入所生活介護	日/月	5	12	8	8	8	8	8	8
	人/月	1	2	1	1	1	1	1	1

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設に短期間入所し、当該施設において、看護・医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の介護や支援を行います。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
短期入所療養 介護（老健）	日/月	112	90	55	51	88	133	133	149
	人/月	17	16	9	6	13	19	21	23
短期入所療養 介護 （病院等）	日/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養 介護 （介護医療院）	日/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期 入所療養介護 （老健）	日/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期 入所療養介護 （病院等）	日/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期 入所療養介護 （介護医療院）	日/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者（要支援者）の日常生活の維持・向上を図るための福祉用具や機能訓練のための福祉用具を貸与します。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
福祉用具貸与	人/月	431	439	477	504	514	545	581	622
介護予防福祉用具貸与	人/月	52	58	62	77	90	100	100	101

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(11) 特定福祉用具・特定介護予防福祉用具購入費

要介護者（要支援者）の日常生活の生活維持・向上を図るための福祉用具のうち、入浴や排せつ等に用いられるなど貸与に馴染まないもの（特定福祉用具）の購入費の一部を支給します。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
特定福祉用具購入費	人/月	6	6	8	10	10	11	12	13
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	2	1	2	3	4	5	5	5

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(12) 住宅改修・介護予防住宅改修

在宅の要介護者（要支援者）が、手すりの取付けや段差の解消等を行ったときに、改修費を支給します。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
住宅改修	人/月	4	5	6	8	9	10	10	11
介護予防住宅改修	人/月	2	1	2	2	3	4	4	4

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づく指定を受けた有料老人ホームなどに入居している要介護（要支援）認定者について、特定施設サービス計画（ケアプラン）に基づき入浴、排せつ、食事等の介護、生活などに関する相談、助言、機能訓練、療養上の支援を行います。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
特定施設入居者生活介護	人/月	12	11	12	12	13	14	14	14
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅サービスの適切な利用等が可能となるよう、要介護（要支援）認定者の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や当該計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるための事業者との連絡調整、介護保険施設に入所を希望する場合における施設への紹介、その他のサービスの提供を行います。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
居宅介護支援	人/月	627	649	674	694	741	793	823	877
介護予防支援	人/月	65	69	72	78	93	108	108	109

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

2 地域密着型サービス

できる限り住み慣れた地域で生活が続けることができるように創設された、地域に密着したサービスで、利用者は市内在住の方となります。具体的なサービスの種類は次のとおりです。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と随時の対応を行います。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	1	1	1	1	1	1	1	1

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間帯の定期的な巡回や利用者からの連絡によって、利用者の居宅を訪問して行われる入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要な介護を行います。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(3) 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、要介護高齢者に対して、デイサービス等で提供される、入浴、排泄、食事などの介護や療養生活を支援するための看護、そのほかの日常生活を送る上で必要な介護や機能訓練を行います。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
地域密着型 通所介護	回/月	1,020	982	1,058	1,360	1,489	1,659	1,743	1,853
	人/月	110	107	115	139	153	170	179	190

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(4) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に施設で入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送る上で必要な介護や機能訓練を行います。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
認知症対応型 通所介護	回/月	0	0	0	0	129	129	129	129
	人/月	0	0	0	0	12	12	12	12
介護予防認知 症対応型通所 介護	回/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(5) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

サービス拠点への通所や短期間の宿泊を組み合わせ、利用者の状況に応じて入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送る上で必要な介護や機能訓練を行います。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
小規模多機能 型居宅介護	人/月	12	12	14	27	27	27	27	29
介護予防小規模 多機能型居 宅介護	人/月	1	1	1	2	2	2	2	2

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(6) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護（要支援）認定者について、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
認知症対応型 共同生活介護	人/月	18	15	15	15	18	18	15	17
介護予防認知 症対応型共同 生活介護	人/月	0	0	0	1	1	1	1	1

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員29人以下の介護専用の有料老人ホーム等で、特定施設サービス計画（ケアプラン）に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援、機能訓練及び療養上の介護や支援を行います。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介護や支援を行います。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	28	27	29	29	58	58	58	60

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(9) 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスが看護小規模多機能型居宅介護です。入浴、排泄、食事などの介護や療養生活を支援するための看護、そのほかの日常生活を送る上で必要な介護や機能訓練を行います。

利用者は、ニーズに応じて柔軟に医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けやすくなります。また、サービス提供事業者にとっても、柔軟な人員配置が可能になり、ケア体制が構築しやすくなります。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

3 施設サービス

施設サービスは、次に掲げる施設に入所した要介護状態にある高齢者に対して提供されます。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、家庭での生活が困難な場合に入所する施設（入所定員が30人以上）で、要介護者に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の介護や支援を行います。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
介護老人福祉施設	人/月	145	146	154	162	168	183	166	176

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(2) 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設で、要介護者に、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の介護や支援を行います。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
介護老人保健施設	人/月	102	95	110	125	136	140	141	150

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(3) 介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新しいタイプの介護保険施設です。要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活の介護を行います。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
介護医療院	人/月	0	0	1	1	4	4	4	4

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(4) 介護療養型医療施設（療養病床）

比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院する施設で、要介護者に、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護及び機能訓練等の必要な医療を行います。

医療と介護の連携のもとに「社会的入院」を減らすことが長年課題とされ、2006年（平成18年）からの「医療制度改革」の一環として2017年（平成29年度）末までの廃止が決定されていましたが、新施設（「介護医療院」や「介護療養型老人保健施設」など）に転換するための準備期間が6年間（令和5年度末まで）に延長されています。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
介護療養型 医療施設	人/月	3	4	3	1	0	0		

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

4 介護予防・日常生活支援総合事業

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、これまで全国一律の予防給付として提供されていた介護予防訪問介護（ホームヘルプ）・介護予防通所介護（デイサービス）を、市町村が取り組む地域支援事業に段階的に移行し、多様なサービスを提供できるようにするものです。要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストを用いた簡易な形で要支援者に相当する状態等と判断された者）を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」があります。

地域における均一なサービス提供体制を構築していくため、訪問・通所事業者に加えNPOなど多様な提供体制による受け皿を確保していくとともに、住民主体による生活支援サービスの充実を図り、高齢者の社会参加を推進していきます。

（1）訪問型サービス

要支援者等の居宅を訪問し、食事や入浴の介助、掃除、洗濯等のサービスを提供します。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
訪問介護 相当サービス	人/月	27	36	34	41	48	55	32	24
訪問型 サービスA	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(2) 通所型サービス

要支援者等を対象に、旧介護予防通所介護に相当するサービスでは、日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行います。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
通所介護 相当サービス	人/月	49	65	64	73	82	91	60	45
通所型 サービスA	人/月	22	26	25	29	33	37	24	18

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(3) 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供され自立支援につながるようケアマネジメントを行います。

事業		実績値			見込量				
		第7期計画期間			第8期計画期間				
		2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
介護予防ケア マネジメント	人/月	84	88	88	96	96	96	84	83

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

5 保険料の算出

(1) 介護サービス給付費の推計

介護給付費の見込み

単位：千円

サービス種類	実績値			見込量				
	第7期計画期間			第8期計画期間				
	2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
居宅サービス								
訪問介護	96,546	84,419	78,404	77,551	87,776	98,414	110,190	116,592
訪問入浴介護	14,630	12,396	11,904	14,528	15,731	15,948	19,049	19,481
訪問看護	26,565	28,605	26,890	31,031	31,917	32,410	38,268	40,116
訪問リハビリテーション	342	549	771	778	889	1,006	1,006	1,006
居宅療養管理指導	5,683	5,981	5,555	6,296	6,567	6,761	7,642	7,952
通所介護	313,244	337,607	346,144	387,940	424,538	433,379	559,575	598,703
通所リハビリテーション	60,670	57,683	53,352	49,410	50,137	54,003	60,802	63,411
短期入所生活介護	65,074	59,480	69,442	78,857	84,171	83,384	103,962	111,873
短期入所療養介護 (老健)	12,965	11,673	6,835	6,886	11,712	17,874	17,874	19,925
短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医 療院)	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	70,491	72,550	75,057	84,811	84,788	89,394	98,186	105,220
特定福祉用具購入費	1,801	2,002	2,202	2,668	2,662	2,885	3,143	3,436
住宅改修	5,453	6,865	7,008	12,251	13,998	15,317	15,317	17,274
特定施設入居者生活介護	28,975	27,481	27,688	31,316	34,243	37,153	37,153	37,153
地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	1,615	2,228	2,285	2,299	2,300	2,300	2,300	2,300
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	110,241	104,320	111,268	143,555	155,939	173,319	183,156	194,904
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	16,740	16,740	16,740	16,740
小規模多機能型居宅介護	24,154	23,956	23,666	54,190	54,220	54,220	54,220	58,765
認知症対応型共同生活介護	54,533	50,880	48,435	47,568	56,978	56,978	47,594	54,087
地域密着型特定施設入居者生活 介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	89,325	89,531	94,666	97,578	195,265	195,265	195,265	201,856
看護小規模多機能型居宅 介護	0	0	0	0	0	0	0	0

単位：千円

サービス種類	実績値			見込量					
	第7期計画期間			第8期計画期間					
	2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度	
施設サービス									
介護老人福祉施設	417,382	435,408	448,443	456,903	478,622	524,693	470,815	498,474	
介護老人保健施設	315,047	294,975	295,422	341,746	372,620	383,251	385,606	410,613	
介護医療院 (令和7年度は介護療養型医療施設を含む)	0	0	2,596	2,612	10,927	14,670	14,670	14,670	
介護療養型医療施設	11,515	18,365	14,508	4,910	0	0			
居宅介護支援	99,935	101,431	104,075	112,283	118,545	126,322	131,724	140,387	
介護サービスの総給付費（I）	1,826,186	1,828,385	1,856,616	2,047,967	2,311,285	2,435,686	2,574,257	2,734,938	

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

※各サービス給付費は、千円以下を四捨五入した値を表記しているため、居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス・介護サービスの総給付費は、各サービス給付費に表記された値の合計とは一致しない。

予防給付費の見込み

単位：千円

サービス種類	実績値			見込量				
	第7期計画期間			第8期計画期間			2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
	2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度		
介護予防サービス								
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	31	68	241	243	243	243	243	243
介護予防訪問リハビリテーション	116	14	0	35	35	35	35	35
介護予防居宅療養管理指導	29	0	0	125	125	125	125	125
介護予防通所リハビリテーション	5,178	4,087	3,381	4,344	4,346	5,077	5,077	5,077
介護予防短期入所生活介護	380	910	553	556	557	557	557	557
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	18	12	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	3,150	3,912	4,053	4,957	5,793	6,435	6,432	6,495
特定介護予防福祉用具購入費	471	478	629	962	1,345	1,541	1,541	1,541
介護予防住宅改修	2,863	1,530	2,298	3,357	5,063	6,714	6,714	6,714
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	614	521	598	828	828	828	828	828
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	412	2,970	2,972	2,972	2,972	2,972
介護予防支援	3,471	3,691	3,807	4,209	5,021	5,830	5,830	5,884
介護予防サービスの総給付費（Ⅱ）	16,302	15,228	15,984	22,586	26,328	30,357	30,354	30,471

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

※各サービス給付費は、千円以下を四捨五入した値を表記しているため、介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス・介護予防支援・介護予防サービスの総給付費は、各サービス給付費に表記された値の合計とは一致しない。

総給付費の見込み

単位：千円

介護給付及び予防給付	実績値			見込量				
	第7期計画期間			第8期計画期間				
	2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
総給付費（合計） （Ⅲ）＝（Ⅰ）＋（Ⅱ）	1,842,488	1,843,613	1,872,600	2,070,553	2,337,613	2,466,043	2,604,611	2,765,409

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

(2) 地域支援事業費の推計

地域支援事業費の見込み

単位：千円

地域支援事業	実績値			見込量				
	第7期計画期間			第8期計画期間				
	2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
介護予防・日常生活支援 総合事業費	34,997	31,211	35,251	38,657	40,681	40,711	34,292	27,280
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費								
包括的支援事業（地域 包括支援センターの 運営）	25,577	39,671	39,133	32,781	32,926	32,957	39,581	34,303
任意事業	4,514	3,731	4,664	6,348	6,376	6,382	4,717	4,088
包括的支援事業（社会保障充実分）								
在宅医療・介護連携 推進事業	40	47	50	581	584	584	50	50
生活支援体制整備事業	1,734	1,667	3,576	3,571	3,587	3,590	3,576	3,576
認知症総合支援事業	841	743	500	9,596	9,639	9,648	500	500
地域ケア会議推進事業	153	158	150	347	349	349	150	150
地域支援事業費 （合計）	67,856	77,228	83,324	91,881	94,142	94,221	82,866	69,947

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

※各費用は、千円以下を四捨五入した値を表記しているため、合計は、各費用に表記された値の合計とは一致しない。

(3) 標準給付費等見込額

標準給付費等の見込み

単位：千円

標準給付費等見込額	実績値			見込量				
	第7期計画期間			第8期計画期間				
	2018 平成 30年度	2019 令和 元年度	2020 令和 2年度	2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度	2025 令和 7年度	2040 令和 22年度
総給付費	1,842,488	1,843,613	1,872,600	2,070,553	2,337,613	2,466,043	2,604,611	2,765,409
特定入所者介護サー ビス費	75,773	81,368	107,221	79,253	80,937	82,004	66,806	70,448
高額介護サービス費	37,622	39,638	46,558	51,288	52,048	52,734	40,022	42,206
高額医療合算介護 サービス費	4,152	5,384	5,217	4,343	4,435	4,494	4,565	4,814
審査支払手数料	2,468	2,486	2,488	2,582	2,637	2,671	2,713	2,861
標準給付費等見込額	1,962,503	1,972,489	2,034,084	2,208,019	2,477,670	2,607,946	2,718,717	2,885,738

※2020年度（令和2年度）は見込値です。

※各費用は、千円以下を四捨五入した値を表記しているため、合計は、各費用に表記された値の合計とは一致しない。

(4) 第1号被保険者の保険料基準額の算定

2021年（令和3年度）から2023年（令和5年度）までの3年間の標準給付見込み額、地域支援事業費等をもとに、3年間の保険料収納必要額を算出し、第1号被保険者の人数に応じて分割することで第1号被保険者の保険料基準額を以下のように算定しました。

単位：千円

	第8期計画期間			合計
	2021 令和3年度	2022 令和4年度	2023 令和5年度	
標準給付費見込額 (①)	2,208,019	2,477,670	2,607,946	7,293,635
地域支援事業費 (②)	91,881	94,142	94,221	280,244
第1号被保険者負担分 及び調整交付金相当額 (③ = ((①+②) × 23%) + ((①+介護予防・ 日常生活支援総合事業 費) × 5%)) ※1	641,311	717,434	753,931	2,112,676
調整交付金見込額 (④)	102,448	105,519	108,065	316,032
財政安定化基金拠出金 見込額 (⑤)				0
介護保険給付準備基金 取崩額 (⑥)				200,000
第8期保険料収納必要額 (⑦ = ③ - ④ + ⑤ - ⑥)				1,596,644
予定保険料収納率 (⑧)				98.00%
所得段階別加入割合補正 後被保険者数 (⑨)	8,764 (人)	8,804 (人)	8,811 (人)	26,379 (人)
年額保険料基準額 (⑦ ÷ ⑧ ÷ ⑨)				61,762 (円)
月額保険料基準額 (⑦ ÷ ⑧ ÷ ⑨ ÷ 12)				5,147 (円)

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

月額保険料基準額
百円未満切り捨て

第7期介護保険料
5,300円/月



第8期介護保険料
5,100円/月

(5) 所得段階別保険料の設定

以下のように所得段階別の被保険者数を見込み、保険料を設定しました。

被保険者数の見込み

単位：人

所得段階	対象者	第8期計画期間		
		2021 令和 3年度	2022 令和 4年度	2023 令和 5年度
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円以下の方 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	1,076	1,081	1,082
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が120万円以下の方	515	518	518
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない方	421	423	424
第4段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円以下の方	1,346	1,352	1,353
第5段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円超120万円未満の方	1,297	1,300	1,303
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1,344	1,350	1,351
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1,227	1,233	1,234
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	607	610	610
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方	528	531	531
合 計		8,361	8,398	8,406
所得段階別加入割合補正後被保険者数		8,764	8,804	8,811

所得段階ごとの介護保険料（年額）

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料 (円)	参考月額 保険料 (円)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円以下の方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 	0.50 (0.3)	30,600 (18,400)	2,550 (1,533)
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が120万円以下の方 	0.75 (0.5)	45,900 (30,600)	3,825 (2,550)
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない方 	0.75 (0.7)	45,900 (42,900)	3,825 (3,575)
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円以下の方 	0.90	55,000	4,590
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円超120万円未満の方 	1.00	61,200	5,100
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 	1.20	73,400	6,120
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 	1.30	79,500	6,630
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 	1.50	91,800	7,650
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方 	1.70	104,000	8,670

※ () は軽減措置分（上段との差分については公費負担）

6 円滑な制度運営に向けた取組の推進

(1) 介護保険制度の周知

介護保険制度は支え合いの制度であり、制度の円滑な運営にはサービス利用、保険料の納付など被保険者の理解が不可欠であるため、介護保険制度の周知に努めます。

(2) 介護サービス利用に関する相談・支援

地域の高齢者やその家族からの相談に対して、地域包括支援センターが必要な支援を行います。

(3) 介護サービス事業所に対する指導体制

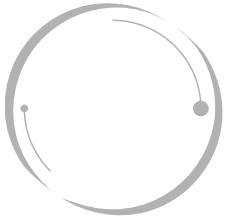
市が指定・指導している地域密着型サービス事業所について、運営推進会議への出席や実地指導により、法令順守の徹底と介護保険サービスの質の向上を図ります。

(4) 介護給付の適正化

市が策定する介護給付適正化計画に基づき、ケアプランの点検、住宅改修などの点検、介護給付費の通知などを行います。

(5) 介護サービス情報の公表

介護サービス利用者やその家族などが、介護サービス事業所を適切に選択できるようにするとともに、介護サービスの質の向上を図るため、介護サービスに関する情報を公表していきます。



参考資料

1 第8期介護保険事業計画の基本指針

第8期の基本指針においては、国の社会保障審議会・介護保険部会において「介護保険制度の見直しに関する意見」が、以下のとおり示されています。

(社会保障審議会 介護保険部会 (第91回) 令和2年7月27日より)

(1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

(2) 地域共生社会の実現

地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- 一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
- 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載
- 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。
(一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。)
- 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
- PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

(5) 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。(普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。)
- 教育等其他の分野との連携に関する事項について記載

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

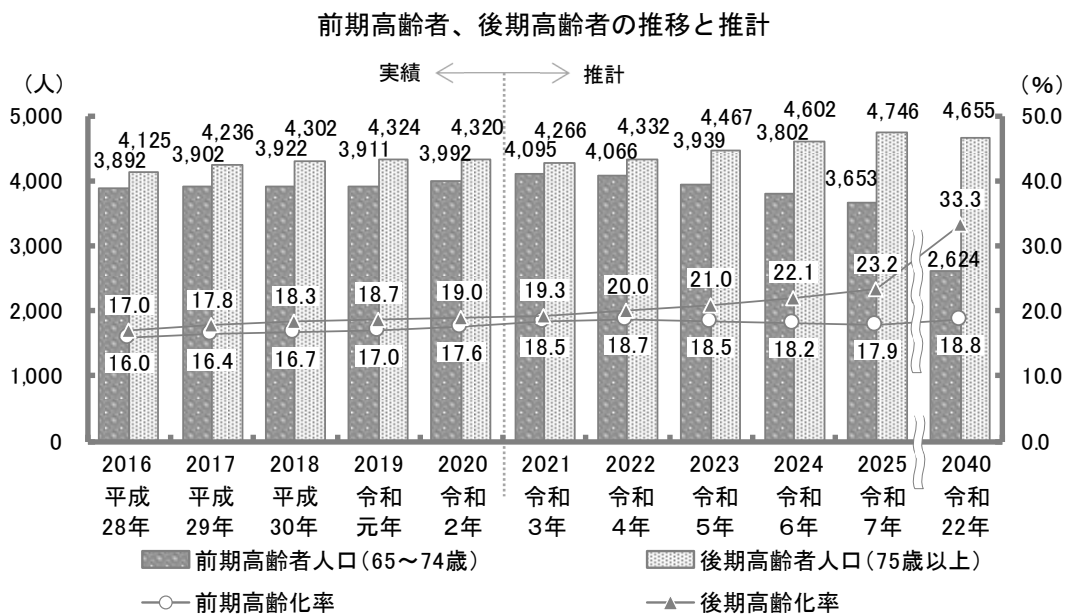
- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

2 高齢者を取り巻く現状

(1) 前期高齢者、後期高齢者の推移と推計

本市の高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は年々増加を続けており、2020年（令和2年）には3,992人となっています。一方で後期高齢者（75歳以上）は2019年（令和元年）まで増加していましたが、2020年（令和2年）に減少し、4,320人となっています。

将来推計をみると、前期高齢者（65～74歳）は減少傾向、後期高齢者（75歳以上）は増加傾向となっています。



資料：実績は住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計は住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

(2) 高齢者世帯数の推移（単身、夫婦のみ、高齢者を含む世帯数）

高齢者単独世帯は年々増加しており、2015年（平成27年）で1,035世帯となっています。高齢夫婦のみの世帯も年々増加しており、2015年（平成27年）で1,099世帯となっています。また、一般世帯に占める高齢者単独世帯と高齢夫婦のみの世帯の割合は年々増加しています。

高齢者世帯数の推移（単身、夫婦のみ、高齢者を含む世帯数）

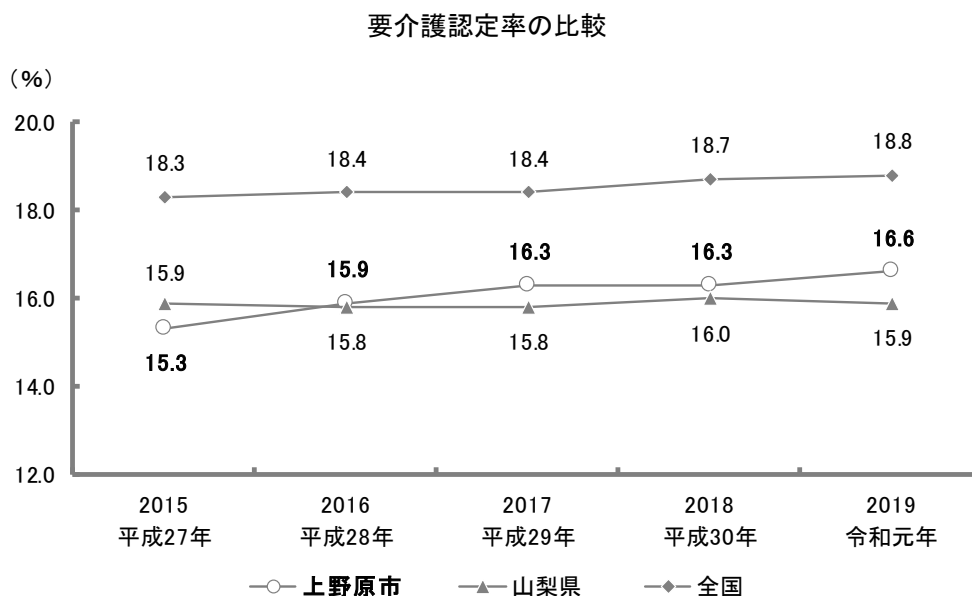
単位：人、%

項目	2005 平成17年	2010 平成22年	2015 平成27年
一般世帯	10,252	10,022	9,647
高齢単独世帯	669	826	1,035
高齢夫婦のみの世帯	751	923	1,099
高齢単独世帯の割合	6.5	8.2	10.7
高齢夫婦のみの世帯の割合	7.3	9.2	11.4

資料：国勢調査

(3) 要介護認定率の比較

本市の要介護認定率は増加しており、2019年（令和元年）3月末現在で16.6%となっています。また、全国と比較すると低い値で推移しています。



資料：「介護保険事業状況報告」月報（各年3月末現在）

(4) 老人福祉事業の実績と見込量

養護老人ホームは2020年度（令和2年度）で4人、軽費老人ホームは2020年度（令和2年度）で18人の利用がありました。

今後の利用の見込量は、養護老人ホームは年5人、軽費老人ホームは年20人の利用を見込んでいます。

老人福祉事業の実績と見込量

単位：人

項目	実績値		見込量	
	2020 令和2年度	2021 令和3年度	2022 令和4年度	2023 令和5年度
養護老人ホーム	4	5	5	5
軽費老人ホーム	18	20	20	20
生活支援ハウス	0	0	0	0

資料：長寿介護課調べ

3 アンケート調査結果

(A) 市民アンケート調査

【調査概要】

ア 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査対象者	要介護認定を受けていない65歳以上の方を無作為抽出
調査期間	2020年（令和2年）1月9日から2020年（令和2年）1月27日
調査方法	郵送による配布・回収
送付件数	2,500通
有効回収数	1,804通（回収率 72.2%）

イ 在宅介護実態調査

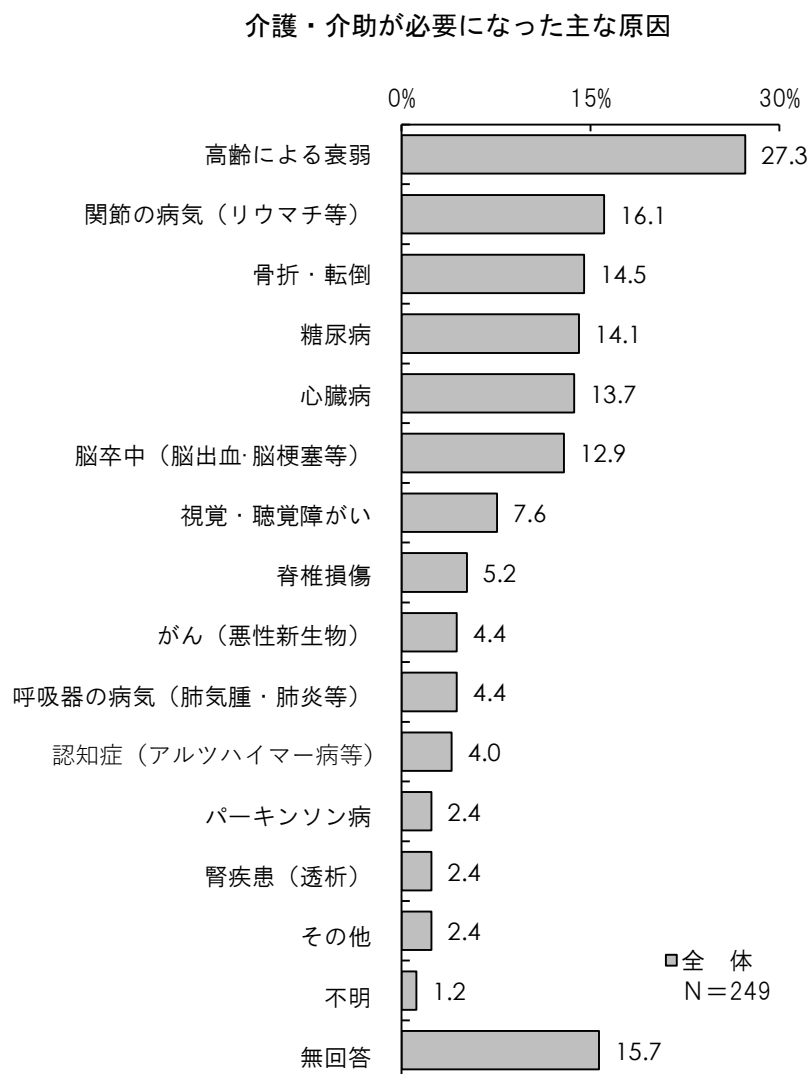
調査対象者	2019年（令和元年）12月1日現在 上野原市に居住する在宅の要介護認定者（要介護1～要介護5）
調査期間	2020年（令和2年）1月9日から2020年（令和2年）1月27日
調査方法	郵送による配布・回収
送付件数	817通
有効回収数	463通（回収率 56.7%）

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

(1) 介護・介助の状況

① 介護・介助が必要になった主な原因

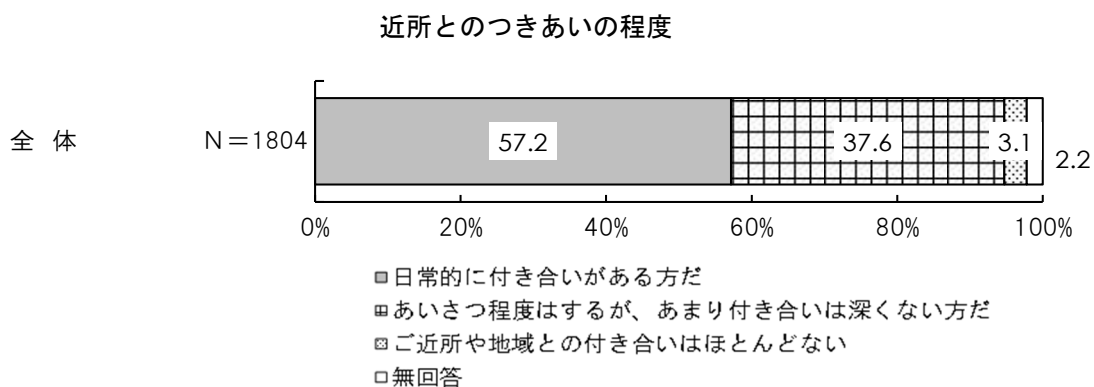
介護・介助が必要になった原因は、「高齢による衰弱」が27.3%と最も多く、次いで「関節の病気（リウマチ等）」が16.1%、「骨折・転倒」が14.5%などとなっています。



(2) 近所とのつながり

① 近所とのつきあいの程度

近所や近所の方との付き合いの様子は、「日常的に付き合いがある方だ」が57.2%と最も多く、次いで「あいさつ程度はするが、あまり付き合いは深くない方だ」が37.6%、「ご近所や地域との付き合いはほとんどない」が3.1%となっています。



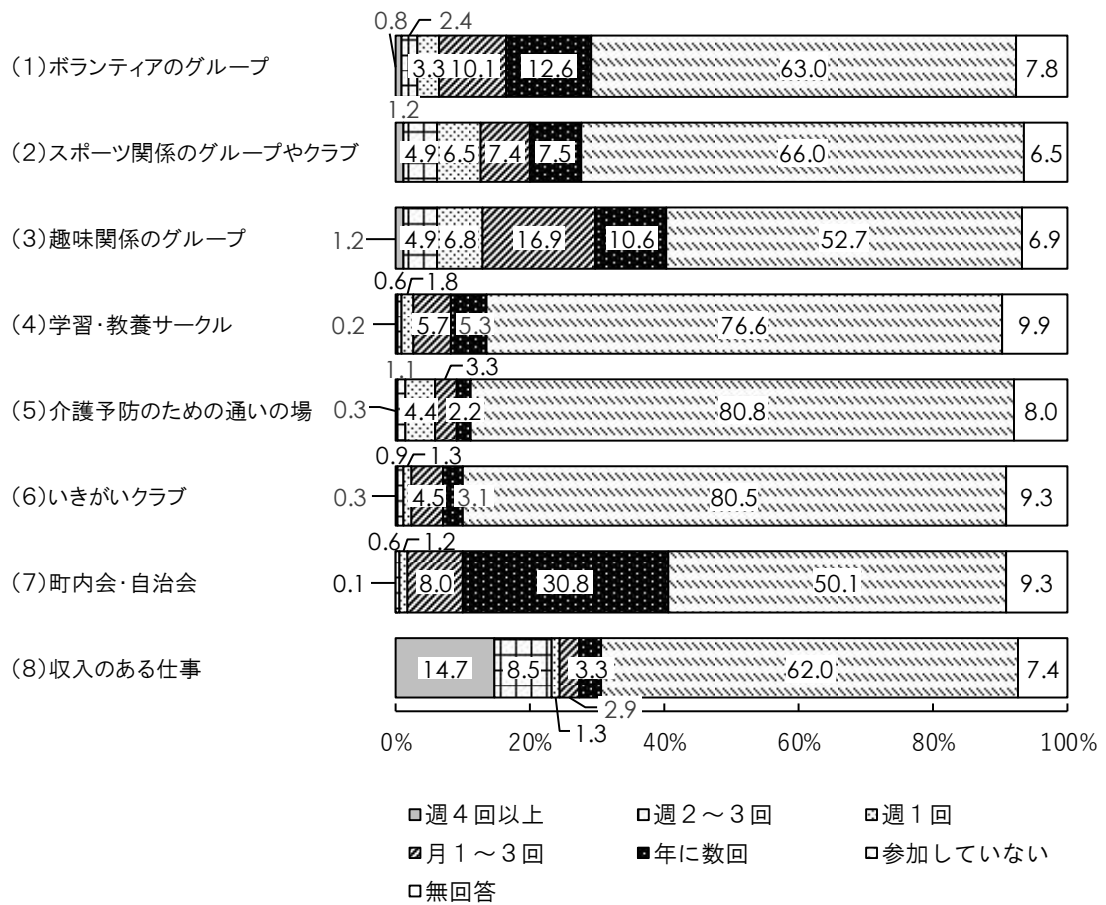
(3) 地域での活動について

① 地域での活動への参加について

地域での活動への参加頻度は、(4) 学習・教養サークル、(5) 介護予防のための通いの場、(6) いきがいクラブで「参加していない」が多く、一方(7) 町内会・自治会で「年に数回」参加している人が多くなっています。

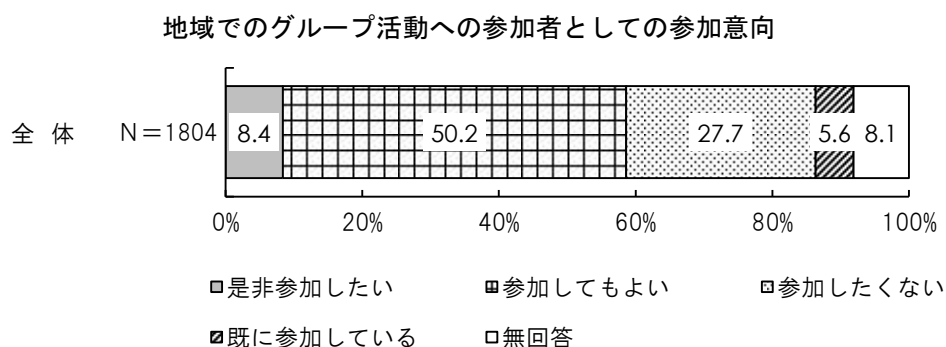
地域での活動への参加について

N=1804



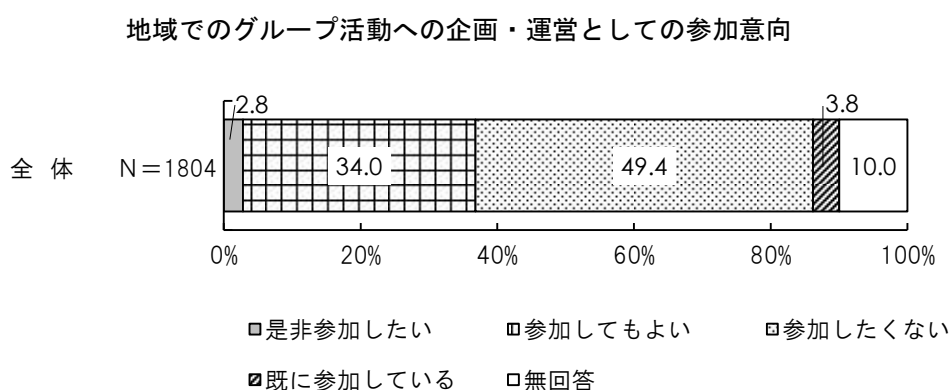
② 地域でのグループ活動への参加者としての参加意向

地域づくり活動へ参加者として参加したいかどうかは、「参加してもよい」が50.2%と最も多く、次いで「参加したくない」が27.7%、「是非参加したい」が8.4%などとなっています。



③ 地域でのグループ活動への企画・運営としての参加意向

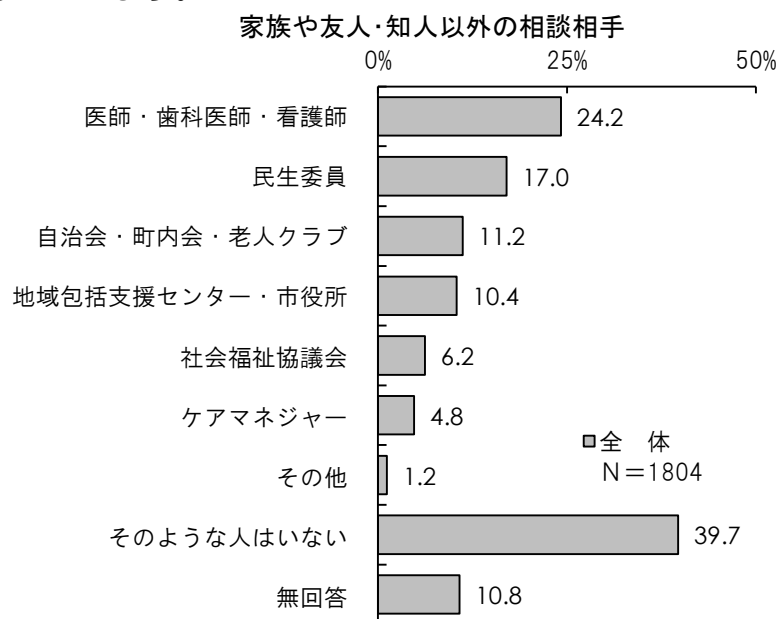
地域づくり活動へ企画・運営として参加したいかどうかは、「参加したくない」が49.4%と最も多く、次いで「参加してもよい」が34.0%、「既に参加している」が3.8%などとなっています。



(4) 日常生活について

① 家族や友人・知人以外の相談相手

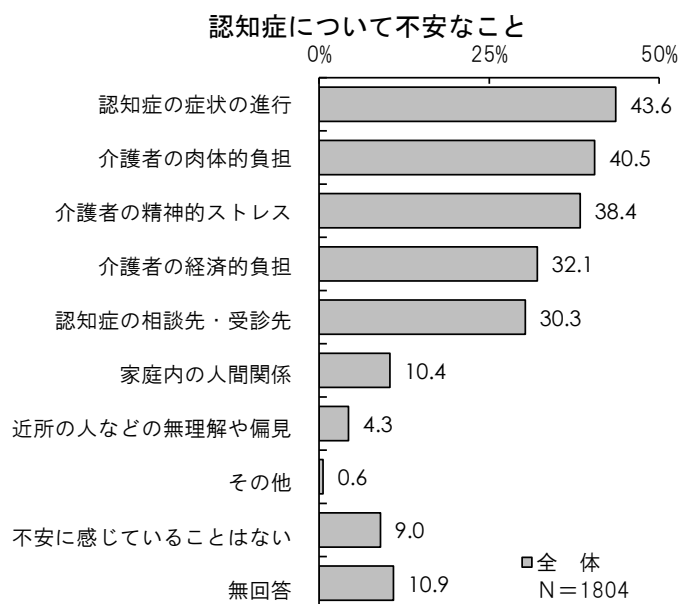
家族や友人・知人以外の相談相手は、「そのような人はいない」が39.7%と最も多く、次いで「医師・歯科医師・看護師」が24.2%、「民生委員」が17.0%などとなっています。



(5) 認知症について

① 認知症について不安なこと

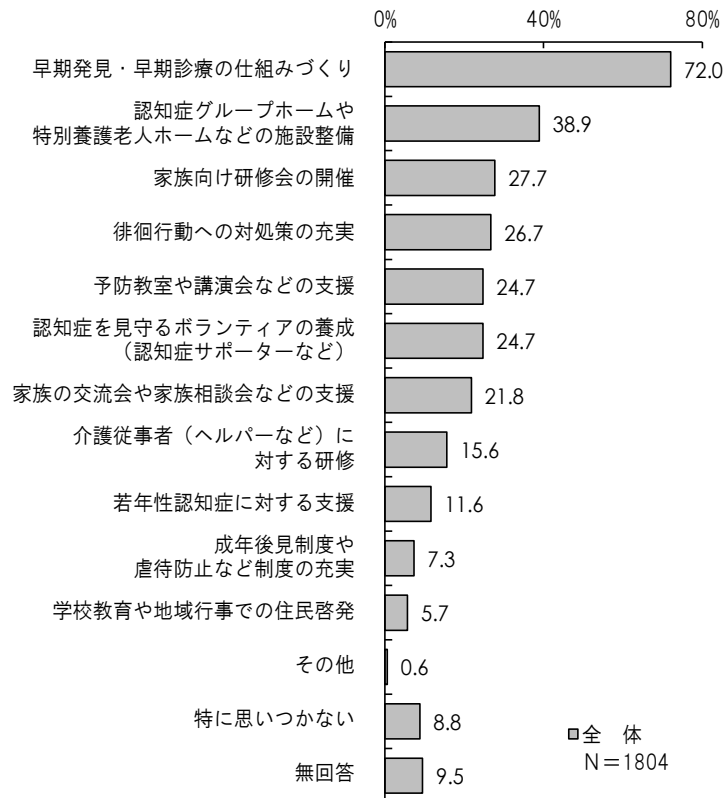
認知症についてどのようなことを不安に感じることは、「認知症の症状の進行」が43.6%と最も多く、次いで「介護者の肉体的負担」が40.5%、「介護者の精神的ストレス」が38.4%などとなっています。



② 認知症対策で重点に置くべきこと

認知症対策を進めていくうえで重点を置くべきだと考えることは、「早期発見・早期診療の仕組みづくり」が72.0%と最も多く、次いで「認知症グループホームや特別養護老人ホームなどの施設整備」が38.9%、「家族向け研修会の開催（認知症の介護・コミュニケーション方法など）」が27.7%などとなっている。

認知症対策で重点に置くべきこと

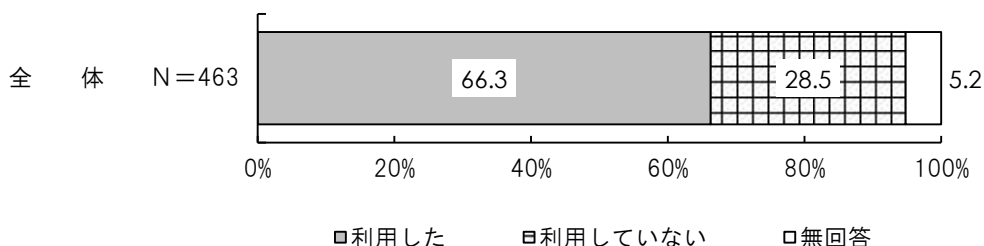


(6) 介護保険サービス

① 介護保険サービスの利用状況

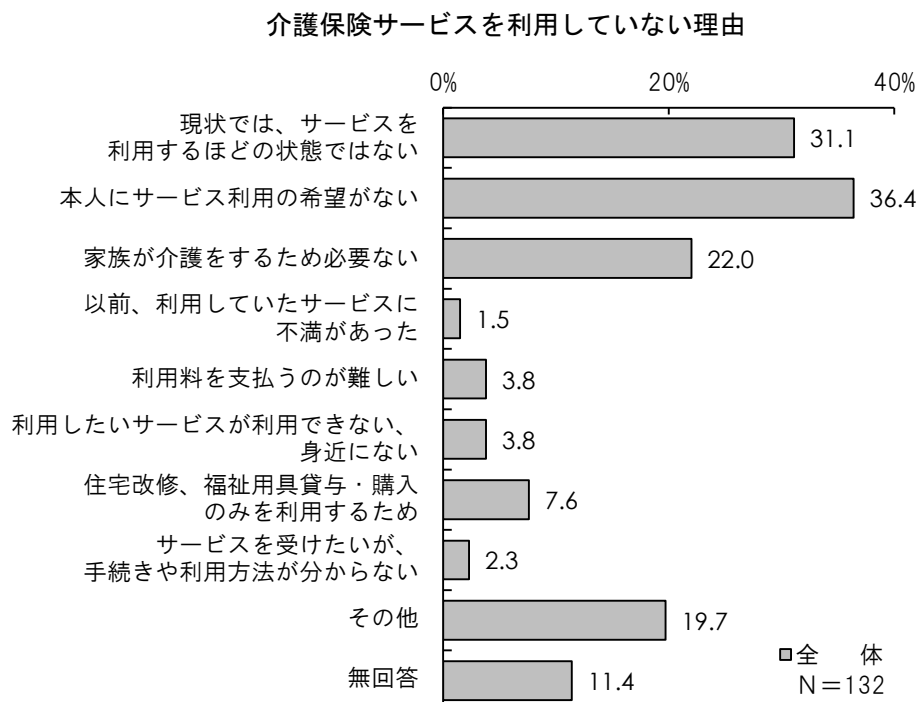
介護保険サービスの利用状況は、「利用した」が66.3%、「利用していない」が28.5%となっている。

介護保険サービスの利用状況



② 介護保険サービスを利用していない理由

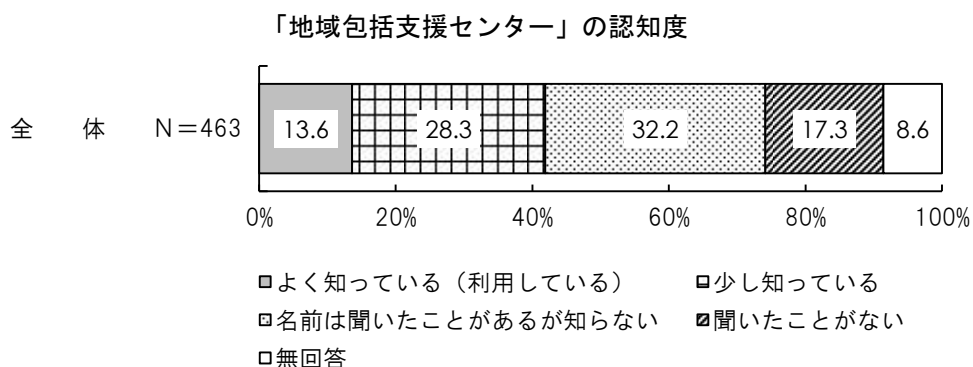
介護保険サービスを利用していない理由は、「本人にサービス利用の希望がない」が36.4%と最も多く、次いで「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が31.1%、「家族が介護するため必要ない」が22.0%などとなっています。



(7) 「地域包括支援センター」について

① 「地域包括支援センター」の認知度

「地域包括支援センター」の認知状況は、「名前は聞いたことがあるが知らない」が32.2%と最も多く、次いで「少し知っている」が28.3%、「聞いたことがない」が17.3%などとなっています。

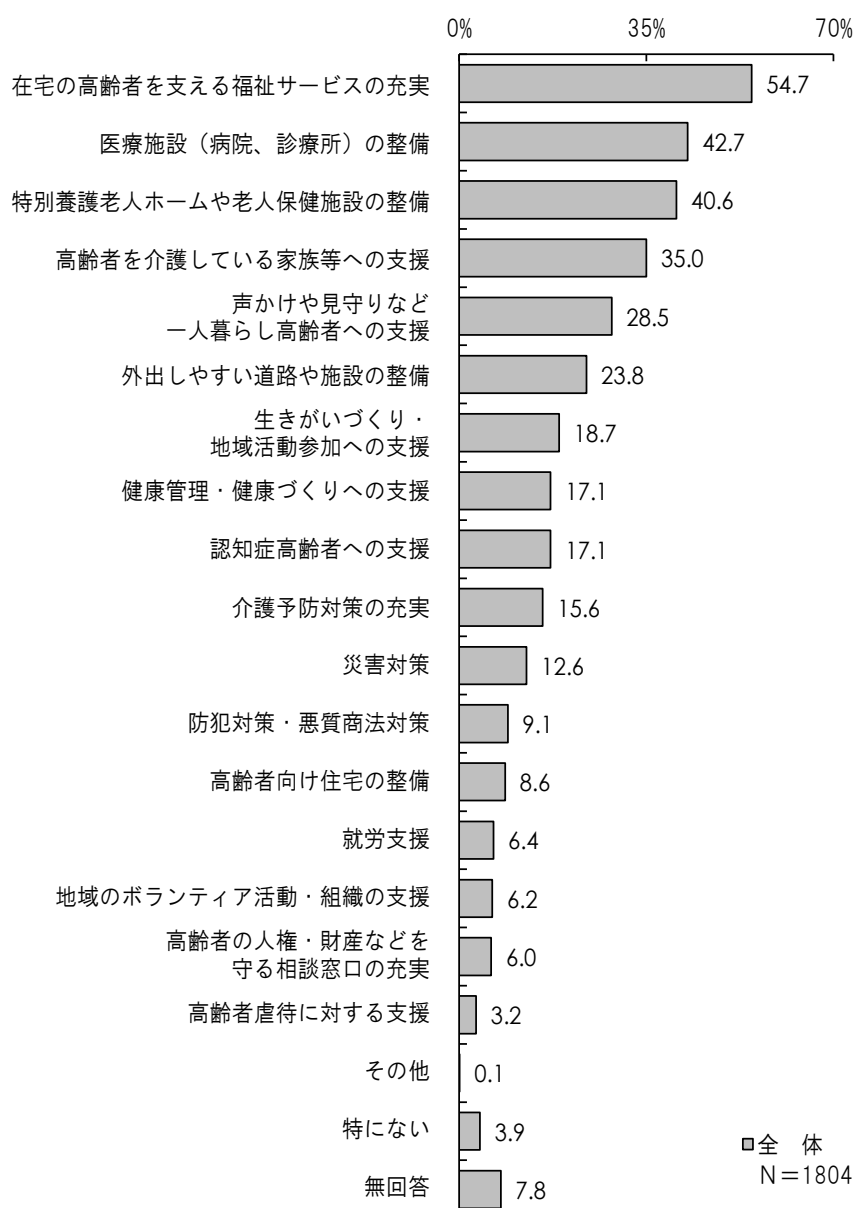


(8) 高齢者施策について

① 今後、特に充実させてほしい高齢者の施策

市が取り組むべき高齢者の施策として、今後、特に充実させてほしいことは、「在宅の高齢者を支える福祉サービスの充実」が54.7%と最も多く、次いで「医療施設（病院、診療所）の整備」が42.7%、「特別養護老人ホームや老人保健施設の整備」が40.6%などとなっている。

今後、特に充実させてほしい高齢者の施策

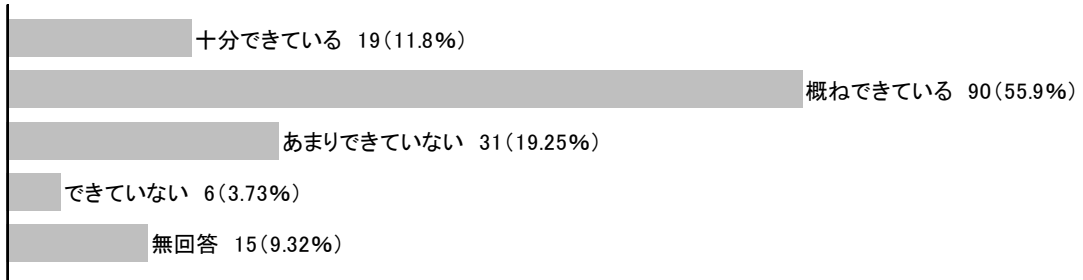


(B) 医療・介護連携に関するアンケート調査

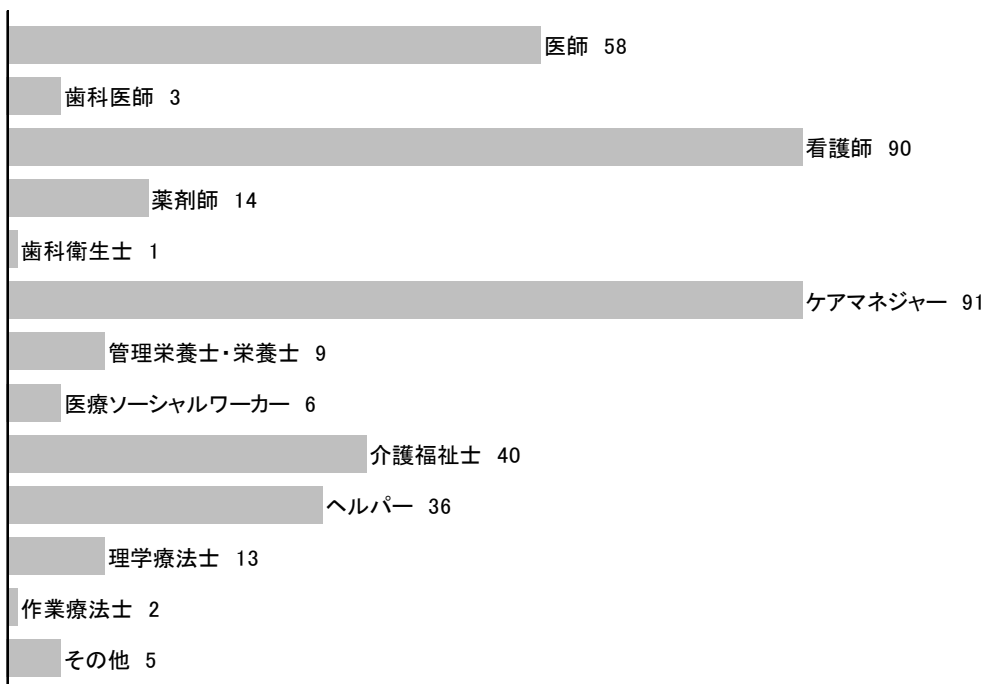
【調査概要】

・対象者：市内医療・介護職 161 名

○現在、他の事業所との連携はできていますか？



○連携をとりやすい職種は？（最大3つまで）



その他:介護相談員(デイサービス、ショートステイ)4、福祉用具専門相談員1